

修学生医師の初期研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

【概要】

修学生医師の初期研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた初期研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

<判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・初期研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

【対象期間】

令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月末

【今回意見を聞く案件】

申請病院	初期研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関	県外研修を行う期間
東京医科大学茨城医療センター	東京医科大学病院卒後臨床研修プログラム	東京医科大学病院	2 箇月間

初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続6月以上で通算12月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→12月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2月以下	→医師不足地域外勤務期間として算入
		2月超	→猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月超	→(1)の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

別表 2 医師修学資金

平成 29 年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院 にマッチング 又は 2 特定地域外に マッチング	初期研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間猶予
	初期研修期間のうち、連続 6 月以上で通算 12 月以上特定地域内に派遣される場合		→ 12 月義務算入
3 特定地域内に マッチング	初期研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2 年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合 (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月以下	→ (1) + (2) の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月超	→ (1) の期間を特定地域内勤務期間として算入し (2) の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算 4 月超	→ (1) + (2) の期間を猶予期間に算入

※ 1 月 30 日換算（1 月未満端数切り捨て）

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の初期研修中の県外研修に係る申請書

令和3年2月24日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
医療機関名 東京医科大学茨城医療センター
代表者名 小林 正貴

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

初期研修プログラムの名称	東京医科大学病院 卒後臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	阿部 信二	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-7-1 電話03(3342)6111
	名称	東京医科大学病院
県外研修を行う期間	令和3年6月～7月 2月間 (6月皮膚科研修、7月脳神経内科研修)	
県外研修の目的	将来の専攻分野の選考に際して、症例件数が豊富な都内の特定機能病院で研修を経験させたい。また、大学病院本院(特定機能病院)特有の希少な症例も経験することが可能なことから東京医科大学病院での研修を行いたい。	
県外研修の内容	【皮膚科研修】 外来では指導医の初診の陪席につき、症例ごとに指導を受ける。病棟においては、診療チームのメンバーのひとりとして、グループリーダー、後期研修医と共に入院患者の診療を行う。 【神経内科研修】 指導医、医員、臨床研修医から構成される診療グループに配属され、上級医の指導のもと、診察、検査、診断、治療計画の立案と実施を行うとともに入院患者プレゼンテーションなどを通じて、神経疾患の病態や治療についての理解を深める。	